

京都市告示第62号

平成15年京都市告示第433号（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準）を次のように改めましたので告示します。

平成16年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準

- 1 指定居宅支援等（身体障害者福祉法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援及び同法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。）を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、別表により算定した額とする。
- 2 前号の規定により身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 前2号の規定にかかわらず、福祉事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合の利用者負担の額を、前2号の規定による額の範囲内において、別に定めることができる。
  - (1) 身体障害者及びその扶養義務者の属する世帯の収入認定額から前2号の規定による額（ただし、支給量を基に推計した利用者負担月額とする。）を差し引いた額が、その世帯の生活保護法による最低生活費の基準額以下である場合
  - (2) 身体障害者若しくはその扶養義務者又はこれらの者と同居する親族が病気にかかり又はその資産に災害を受け、その他やむを得ない事情により、前2号の規定による額の全部又は一部を負担することができないと所長が認める場合

別表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額 (円)			
			身体障害者 居宅介護 30分当たり	身体障害者 デイサービス 1日当たり	身体障害者 短期入所 1日当たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、市町村民税を課されていない者	0	円 0	円 0	円 0	
C1	A階層及びB階層を除き、所得税を課されていない者 (市町村民税額) 均等割のみ	1,100	50	100	100	
C2	所得割を課されている者	1,600	100	200	200	
D1	A階層及びB階層を除き、所得税を課されている者	(所得税額) 30,000円以下	2,200	150	300	300
D2		30,001円以上 80,000円以下	3,300	200	400	400
D3		80,001円以上 140,000円以下	4,600	250	500	600
D4		140,001円以上 280,000円以下	7,200	300	700	1,000
D5		280,001円以上 500,000円以下	10,300	400	1,000	1,400
D6		500,001円以上 800,000円以下	13,500	500	1,300	1,800
D7		800,001円以上 1,160,000円以下	17,100	600	1,700	2,300
D8		1,160,001円以上 1,650,000円以下	21,200	800	2,100	2,800
D9		1,650,001円以上 2,260,000円以下	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001円以上 3,000,000円以下	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001円以上 3,960,000円以下	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001円以上 5,030,000円以下	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001円以上 6,270,000円以下	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額

- 注1 身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者に限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（身体障害者デイサービスについては、所要時間6時間以上の場合のものであり、所要時間4時間以上6時間未満の場合は当該額の4分の3の額、所要時間4時間未満の場合は当該額の2分の1の額とする。）。ただし、身体障害者にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、上限月額額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「支援費基準額」とは、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成16年京都市告示第57号）により算定される額をいう。
- 4 この表において「市町村民税」とは、原則として、当該年度分（4月から6月分までの負担基準額については、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別

措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、経済社会の変化等に対応して講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される、原則として、前年分（1 月分から 6 月分までの負担基準額については前々年分）の所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条

6 同一の者が施設訓練等支援及び居宅生活支援の 2 人以上の扶養義務者となる場合には、扶養義務者の利用者負担月額（居宅生活支援にあっては、既に居宅生活支援を利用している者については利用者負担額を算定する月の、新たに支給決定を受けようとする者については最初の月の支給量を基に推計して算定することとする。）が一番高い者分を負担することとし、それ以外は免除する。

7 扶養義務者が、既に他の社会福祉施設（施設訓練等支援の対象施設を除く。）の被措置者等の扶養義務者として費用徴収されている場合には、本制度による利用者負担額は、この表により計算した額から他の制度による費用徴収額を控除した額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 15 年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定及び平成 16 年度に提供された指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定（平成 15 年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健福祉部障害企画課）